

X V 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、向精神薬は、医療や学術研究等にとって非常に有効である一方、ひとたび乱用されると、乱用者個人の健康問題にとどまらず、乱用者の家庭を崩壊したり、凶悪犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすこととなります。よって、麻薬取締部は薬物乱用による保健衛生上の危害を防止するために、これらの薬物を取り扱うことができる者を免許制として、その取扱いについて規制することにより、適正な流通を確保しています。

麻薬、向精神薬、覚醒剤等の正規取扱関係者に対して、立入検査等により指導・監督を行うことによって不正ルートへの流出を防止するとともに、密造を阻止するために乱用薬物の製造原料となる物質の取扱者に対する指導・監督も行っています。

不正ルートによる薬物取引により生じる莫大な収益は、犯罪組織を増殖させたり、テロ活動資金に流れたりすることもあり、その結果として治安の悪化や社会不安を招くこととなります。

こうした状況に対し、麻薬取締部は、国民が安心して生活できるようにするため、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害を防止を図るために、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでいます。

【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流し、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務の実施
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中中毒者対策

【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

2 管内薬物犯罪の状況とその対策

【平成28年度の主な業務と実績（平成28年4月～平成29年3月）】

・全国の薬物犯罪の動向と東北管内の動向

平成28年の全国の薬物事犯検挙者総数は13,841名であり、ここ数年高い水準で推移しています。また、東北管内の薬物事犯検挙者総数は462名でした。

これは、全国の3.3パーセントにあたり東北管内は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。

平成28年の覚せい剤事犯検挙者は10,607名であり、ここ数年10,000人を越え推移しています。また、覚せい剤事犯検挙者は、全検挙者の約76パーセントを占め、依然、薬物犯罪の中で大きな割合を占めております。

東北管内の覚せい剤検挙者は、354名であり、管内の薬物事犯検挙者総数の約76パーセントを占め、全国と同じ傾向にあることが分かります。

また、平成28年の覚せい剤押収量は過去2番目に多い、約1.5トンになっています。本来、摘発により流通量が減少すれば、その希少性から価格が高騰するものですが、価格に大きな変動はみられません。

このような状況から、管内における覚せい剤検挙者は前年の394名から減少していますが、減少傾向にあるとは言えません。(グラフ1)

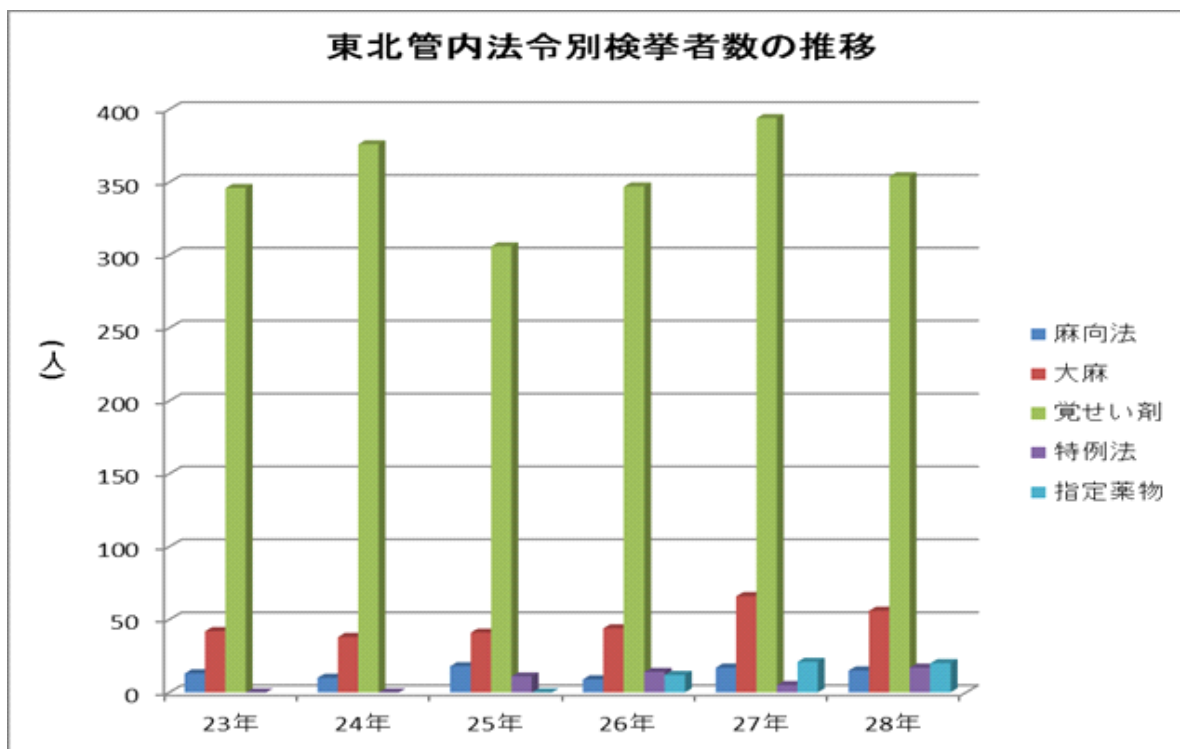
また、管内における覚せい剤事犯検挙者の内訳は、福島県が117名、宮城県が111名、青森県59名であり、これに岩手県、秋田県、山形県と続いています。

(グラフ2)

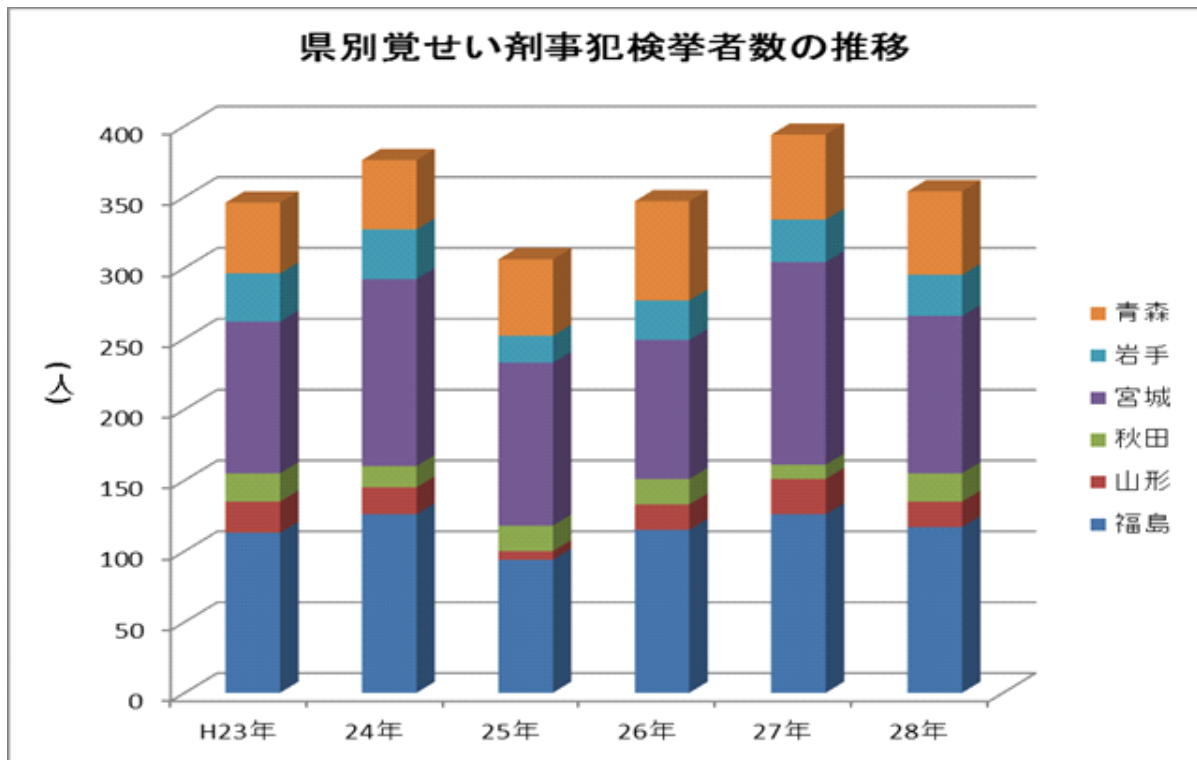
平成28年の大麻事犯検挙者は、全国で2,722名(前年比約500名増)でした。

平成21年の3,131名をピークに平成25年には、1,616名まで減少しましたが、その後、一転して増加し、警戒が必要です。

(グラフ1)



(グラフ2)



大麻については、「町おこし」と称し自治体を巻き込み合法的に大麻の栽培を行うなどした大麻愛好家が逮捕された事犯のほか、医療大麻の解放を訴える者が自身で使用する大麻を所持して逮捕されるなど、連日、テレビや新聞などで大麻の話題が頻繁に取り上げられていました。また、全国で当局の検挙を警戒する為に、自宅などで大麻の栽培を行う者も多数報告され、懸念される状況です。

大麻事犯は、若年層に乱用傾向があり、全国の検挙者の45パーセントが30歳未満となっています。また、管内の検挙者56名のうち、約32パーセントにあたる18名が30歳未満であるなど予断を許さない状況です。よって、啓発による正しい知識の定着が期待されます。

全国で店舗型危険ドラッグ販売店は壊滅しているものの、インターネットを利用し危険ドラッグを販売しているサイトや掲示板が散見されます。また、国内のみならず海外に注文するなどし、指定薬物などが含有された商品を購入する者が後を絶ちません。これは、店舗の有無や利便性に関わらず蔓延する可能性を示唆しており、引き続きインターネットサイトや掲示板の監視、摘発の必要があります。

【東北管内における活動】

(1) 不正薬物の取締り

①組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察、税関等の各捜査機関と情報共有を図り、各々の組織の特性を生かしながら、大がかりな捜査体制を敷くことにより、大規模かつ広域的な薬物密売組織の摘発を継続的に進めています。

平成25年から平成26年には、宮城県警察と合同捜査を実施し、東京都内を拠点とする住吉会系暴力団が関与する覚せい剤密売事犯において、幹部及び客ら37名を検挙し、東京・仙台間の密売ルートを壊滅しています。

また、平成27年から継続している宮城県警察との合同捜査では、仙台市内を拠点とする住吉会系指定暴力団の幹部及び客ら78名を検挙し、覚せい剤を合計約80グラム押収するなど仙台市周辺の密売ルートを壊滅しています。

②覚せい剤の取締り

覚せい剤事犯検挙者のうち、約50パーセントが暴力団関係者です。当部では組織的な暴力団密売事犯のほかに、構成員が個別に収益を得るために行っていた密売事件の捜査をし、約0.8グラムに小分けされた覚せい剤合計4グラムを押収しています。

これは末端価格で約25万円に相当するものです。



密売用に小分けされた覚せい剤

③大麻事犯の摘発

福島県の帰還困難区域から避難をしていた夫婦の自宅から、栽培中の大麻4株及び乾燥大麻約80グラムを押収しています。また、大麻の種子を輸入し、大麻の自家栽培を計画した者や大麻の幻覚成分（THC）が多く含まれる花穂の部分のみ約30グラムを所持した者などを検挙しています。



室内で専用器具により大麻草を栽培



乾燥大麻（花穂部分）



大麻の種子

(2) 危険ドラッグの現状

平成27年に SNS を利用し、指定薬物を含む商品販売していた危険ドラッグを販売した者を検挙しています。

しかしながら、指定薬物を含む商品を輸入する者や、これまでどおりに指定薬物に指定されていない精神作用の強い未規制物質を輸入する者もあり、この未規制物質についても税関と連携し、水際対策を講じ、流入を阻止しているところです。

(3) 医療事犯

福島県在住の学生が、偽造処方箋を薬局に持ち込み、向精神薬である精神安定剤を多数入手していた事犯の捜査をしています。

また、医療従事者では、宮城県麻薬取締員と合同で、薬局が処方箋を持たない客に対し向精神薬である睡眠薬を販売していた事犯を捜査したほか、秋田県麻薬取締員と合同で麻薬施用者免許を持たない医師による麻薬を処方していた事犯の捜査をしています。更に、青森県内で、向精神薬卸売業者が向精神薬試験研究施設の登録のない施設に向精神薬を販売した事犯を捜査し、正規流通にかかる違反についても捜査をしています

3 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの担当職員の出席を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関実務レベルの担当者が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築し、強化することを目的として開催しています。

平成28年度においては、福島県において北海道地区と東北地区合同で同協議会を開催し、米国麻薬取締局（DEA）の捜査官の出席も得て、取締関係機関約70名にて、国内外並びに北海道・東北管内における情勢分析を行うとともに、取締上の問題とその対策等について話し合われました。

4 行政指導・監督

(1) 許認可業務

麻薬等関係法令の目的趣旨は、麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物について、

- ・その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図ること
- ・その一方で、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用することです。

麻薬取締部では、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務を行っています。

※平成28年度の主な許認可の件数

免許関係 35件

許可関係 461件

また、こうした免許または許可した後も報告・届出を求め、これをチェックし、適正な取扱いがなされていること、不正流出のないことを確認しています。

(2) 指導・監督

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にあります。これに対する立入検査の実施や報告徴収を通じて、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査も実施しています。これにより、適正に取扱いがなされていることや横流しがないことを確認しています。また、将来、事故、横流し、不正施用の発生が懸念される状況にあると認めた場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大3年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしています。

(3) その他指導監督

これまでも、医療機関、卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣しています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一した認識の下で適切な指導にあたるべく、平成22年度以降、検討会を設置し、取締上の問題点について協議しています。この協議により、横流し等の事故を防止しつつ、必要とする患者へ麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

5 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「使わない」ということです。しかし、巷には、「痩せる」「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫しています。こうした間違った情報に惑わされて、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、普通におくれる人生であるはずが、脳が破壊され精神異常を来し、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。

そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ・ゼッタイ」の意識の普及に努め、

- ・地域薬物乱用防止指導員等地域リーダーの研修会への講師派遣
 - ・中学校や高等学校等へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
 - ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施
- 等を行っています。

※講師派遣実績

- ・平成28年度には、講師として職員を延べ10名派遣、約1,820名（内、高校生約1500名）を対象に予防教育を実施。

こうした予防教育は、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を持ち、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための方策を模索しつつ、予防教育を行っています。多くの高校生からは「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、とめる」等のコメントを得ており、一定の成果が認められています。特に、こうしたコメントの中に、

- ・「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、
- ・「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありました。「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ・ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈を行いました。宮城県在住の厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者については、東北厚生局長から伝達が行われました。

6 中毒者対策

(1) 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部には「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - ふ つー な (ら) こ な なしなし
0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成28年の状況

計 62件（前年66件）の相談受理。

こうした相談に対し、麻薬取締部は、最優先事項とし、これまでも、相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースもあります。また、薬物乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、その家族等の生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。

(2) 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供するための措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要であれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断させます。その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

(3) 薬物中毒対策関係機関連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒対策関係機関連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成28年度においては、秋田市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策関係機関連絡会議」の開催にあわせて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物問題について、相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図ることを目的とし

ています。平成28年度も、連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰と地域社会への結びつきを促進するため、行動療法を活用した治療方法の推進、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

7 不正大麻・けし対策事業

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートにより供給されています。しかし、けし・大麻については、植物であり、栽培によって国内供給が可能であることから、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

(1) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止

(2) ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコ 麻薬及び向精神薬取締法にて、「麻薬原料植物」として規制。都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

(3) 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成28年度実績 けし 約5万6千株
大麻 約17万3千株

以上